記入注意

一般事項

(1) この調査は，わが国の製造業に関する基本的な統計資料を作成するために実施するものでありますが，本年は，1963年世界鉱工業センサスに参加協力し，統計の国際比較を可能にするため，自動車修理業についても調査を実施します。

(2) 調査期間が年間となっている事項については，昭和38年1月1日から12月31日までの事実について記入して下さい。しかし，年末の帳簿締切日（たとえば12月25日）が当てはまっている事業所では，昭和38年12月の帳簿締切日からさかのぼって，1年間の事実について記入してもさしつかえありません。

(3) 調査票には，万年筆または黒インクを用いて楷書ではっきり記入して下さい。カーボンペーパーまたはタイプライターによって記入してもさしつかえありません。

(4) 数字は，必ず1，2，3のようなアラビヤ数字によって記入して下さい。

(5) 該当事項のない欄は，必ず斜線を引いて下さい。

(6) 該当事項の記入にあたって，調査票欄に書きつくせないときは，補助紙を用いて下さい。この際，調査票には，「以下別紙」と記入するとともに補助紙には，必ず事業所名を記入して下さい。ただし，補助紙を用いた場合でも計を記入すべきものは，補助紙でなく，調査票上の計欄に記入して下さい。

個別事項

1 事業所名　3 本社または本店名

商号その他営業上用いている正式の名称を記入して下さい。定まった名称のない場合は，事業主の氏名を記入して下さい。

6 経営組織

組合とは，法人格をもつた組合をいいます。法人格をもたない匿名組合などは個人に含めて下さい。

8 従業者数

(1) 常用労働者であつても，長期欠勤者で，この月においていかなる給与も支給されなかつた者は，常用労働者に含めないで下さい。常用労働者については，昭和38年12月31日現在の在籍者を職員と労務者に区別して記入して下さい。

(2) 職員とは，技術的，管理的，専門的または書記的職務に従事する者をいい，営業業務に従事する販売員も含めて下さい。

(3) 労務者とは，職員以外のすべての常用労働者をいい，守衛，小使，給仕等も含めて下さい。

(4) 職員と労務者の区別を設けている者は，その勤務した時間の長短に関って，いずれかに含めて下さい。

(5) 個人事業主および家族従業者とは，実際にたずさわっている者および事業主の家族で，手伝いをする程度のものは含めないで下さい。

(6) 個人事業主の家族で，常時従業する者が普通の給料，賃金を支給されている場合は，常用労働者に含めて下さい。

9 月別常用労働者数

12月末の数は，8従業者数の職員と労務者の計に一致していなければなりません。

10 現金給与総額

(1) 所得税，保険料，組合費等を差し引かない前のいわゆる税込みの金額を記入して下さい。

(2) 常用労働者に対する基本給，賃率または，労働契約，団体協約，あるいは給与規則等によって，あらかじめ定められている給与各件にあるものをいいます。たとえば，基本給のほか，家族手当，住宅手当，通勤手当，通勤手当，休業手当等を含み，昭和38年1年間に実際に支払われた金額および同間に支払うべきものとして算定された金額を記入して下さい。

(3) 特別に支払われた給与とは，一時的理由に基づいて，特別に支払われた臨時賃金，賃金手当，期末賞与等をいい，昭和38年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。

(4) その他の給与とは，常用労働者に含まれない臨時または日雇の労働者に対する現金給与，退役賞与および常用労働者に対する前掲以外の現金給与をいい，昭和38年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。

11 原材料，燃料，電力の使用額および委託生産費

(1) 原材料を使用して中間製品を作り，この中間製品をさらに製造，加工のために使用した場合は，はじめの原材料の数量と金額だけを原材料使用額に含め，あとの中間製品の使用額は含めないで下さい。たとえば，綿花（原材料）を使用して綿糸（中間製品）を作り，この綿糸から綿織物（最終製品）を作つた場合には，最初の綿花（原材料）の数量と金額だけを記入するのであつて，綿糸（中間製品）の数量と金額とを合算して記入することのないようにして下さい。

(2) 同一企業に属する他の事業所から受け入れたものおよび農業，林業，水産業，鉱業などの第一次産業活動によつて自家取得したものの使用額も見積り市価によつて記入して下さい。

(3) この事業所の製造品を製造するために下請工場などに支給したものは含め，他の企業から支給されたものは除いて下さい。

11イ 品目別原材料使用額

(1) 原材料には，燃料以外のすべての製造，加工用の主要原材料，補助材料，購入部分品，容器，包装材料，工場維持用の材料および消耗品などが含まれます。

(2) 工場維持用の材料および消耗品には，工場建物，設備，機械などの小修理に用いた材料，耐用年数1年未満の工具，器具および備品，機械油その他作業用および事務用の消耗品などが含まれます。建物の新築または増築，機械または設備の新設または拡張などのために使用された原材料のうち，固定資産勘定に計上すべきものは含めないで下さい。

(3) 直接原材料，間接原材料，消耗品などと一括記入せず，必ず指定原材料品目分類表を参照して記入して下さい。

(4) 記載欄が不足のときは，補助紙を用いて記入して下さい。

11ロ 品目別燃料使用額

(1) 燃料として使用されるものでも，原材料として使用された場合は，燃料使用額に含めないで，原材料使用額に含めて下さい。たとえば，ガスまたはコークス製造用の石炭などは品目別原材料使用額に含めて下さい。

(2) 同一企業に属する2以上の工場に送電している自家用火力発電所の使用した石炭，重油等は，昭和38年1年間に製造品出荷額のもつとも多かつた事業所で一括して，品目別燃料使用額に含めて下さい。

11ハ 電力使用額

(1) 電灯用を含みます。

(2) 従量制の購入電力と定額制の購入電力をあわせて使用した場合は，数量の欄には従量制による使用キロワット時のみを，金額欄には両者に対する料金の合計金額を記入して下さい。

(3) 自家発電の余剰電力を販売した場合は，15イ品目別製造品出荷額に数量と金額を記入し，電力使用額には含めないで下さい。

(4) 同一企業の2以上の工場に送電している自家発電所が他に余剰電力を販売した場合，この販売電力は昭和38年1年間に製造品出荷額のもつとも多い事業所において，15イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。

11ニ 委託生産費

(1) 原材料またはその事業所の製品を他に支給して，製造を委託した場合，これに支払つた加工費および支払うべき加工費を記入して下さい。

(2) 原材料を支給しないで他に製造を依頼したいわゆる注文製造品の代金は含めないで下さい。

13 製造品，原材料，燃料の在庫額および半製品，仕掛品額

(1) 下請加工のために他から支給された原材料および下請加工した製造品の在庫は含めないで下さい。

(2) 金額は，帳簿価額によつて記入して下さい。これにより難いときは，それぞれ年初および年末の見積り市価によって下さい。

(3) 製造品の年末在庫額は，15ロ品目別製造品在庫額計に一致していなければなりません。

14 有形固定資産

(1) 金額は，帳簿価額によつて記入して下さい。これにより難いときは見積り価額（取得額の場合は購入価額でもよい。）によつて下さい。

(2) 年初現在高
減価償却を直接法によつて行なつている場合は，その資産の年初の帳簿価額，減価償却を間接法によつて行なつている場合は，その資産の取得額から昭和37年末までの減価償却費の累計額を差し引いた価額を記入して下さい。

(3) 取得額
(イ) 購入または同一企業に属する他の事業所からの受入れ，あるいは建設仮勘定からの振替は，その資産の取得の際の帳簿価額あるいは振替の際の評価額を記入して下さい。この事業所が使用するために，外国から直接に輸入したもの（貿易業者等を通じて輸入したものを含む。）は中古のものも新規のものとみなします。
(ロ) 建設または自家製作は，その資産の取得の際の評価額によつて記入して下さい。
(ハ) 増設，改造，増設等によって既存の資産の帳簿価額が増加した場合は，その増加額を記入して下さい。
(ニ) 資産再評価による固定資産の増加は，記入しないで下さい。

(4) 除却額
(イ) 売却，廃棄，同一企業に属する他の事業所への引渡しまたは減失によって，その資産が，帳簿から除却された場合，減価償却を直接法によって行なつている場合は，除却の際の帳簿価額を，減価償却を間接法によって行なつている場合は，取得額から除却のときまでの減価償却費の累計額を差し引いた価額を記入して下さい。
(ロ) 災害等による部分的損失に伴い，その資産の帳簿価額が減少した場合は，その減少額を記入して下さい。

(5) 減価償却額
減価償却を直接法によって行なつている場合は，有形固定資産勘定から控除された金額を，間接法によって行なつている場合は，減価償却引当金に加えられた金額を記入して下さい。

(6) 建物，構築物
(イ) 建物には，工場および事務所のほか，社宅，その他経営付属物（厚生施設のものを含む。）ならびにエレベーター，暖房，照明，通風等の付属設備を含めて下さい。
(ロ) 構築物には，ドック，船，浮船，さん橋，軌道，貯水池，坑道，煙突，その他土地に定着する土木設備または工作物ならびに舗装，駐車場等の整地（減価償却の対象となるものに限る。）を含めて下さい。厚生のものも含めて下さい。

(7) 機械，装置
(イ) 原動機械，製造加工用の機械および装置などのほか，コンベヤー，ホイスト，起重機（建物に付属するものを除く。）等の運搬設備，その他の付属設備も含めて下さい。
(ロ) 窯業炉，煉瓦窯，分離機等，物に物理的または化学的変化を加える固定設備も含めて下さい。

(8) 船舶，車両，運搬具，耐用年数1年以上の工具，器具，備品等
(イ) 船舶には，船舶および水上運搬具，車両運搬具には，鉄道車両，自動車，その他陸上運搬具（けん引用馬および牛を含む。）を記入して下さい。
(ロ) 工具，器具，備品等には，容器を含み，耐用年数1年以上で1万円以上のものを記入して下さい。

(9) 土地
土地には，工場および事務所の敷地のほか，社宅敷地，運動場，厚生等の経営付属用の土地（厚生のものを含む。）を含めて下さい。

15イ 品目別製造品在庫額

(1) 昭和38年1年間に，この事業所から出荷された製造品の全部を所定の商品分類表で品目別に記入して下さい。

(2) 委託販売に出したものは，12月31日までに販売ずみとなつていないものも含めて下さい。ただし，昭和37年内に出荷したもので昭和38年に入つて返品となつたものは差し引いて下さい。

(3) 金額は，内国消費税を控除されたものを，その税額を含めた工場出荷価額とし，また，割引き，値引きされたものは，その分を差し引いた販売実価によつて下さい。出荷ずみでも，販売実績の未定のものおよび同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものについては，見積り市価によつて下さい。

15ロ 品目別製造品在庫額

(1) この事業所の所有に属する製造品の昭和38年末現在の在庫額を品目別に記入して下さい。

(2) 半製品および仕掛品の各価額に関するものは含めないで下さい。

15ハ 加工賃収入額

この調査において，加工というのは，他から支給された主要原材料によつて製造し，あるいは，他の所有に属する製品，半製品に加工，処理を加え，これによつて加工賃を受け取る場合に限ります。したがつて，普通に加工賃と呼ばれる実態に属する市業所でも，自己の所有に属する原材料や製品に加工する場合は，この事業所の製造品となりますから，これは，15イ品目別製造品出荷額に記入して下さい。

15ニ 修理料収入額

(1) 修理料収入額には，他人のものを修理して受け取つた修理料および受け取るべき修理料を記入して下さい。

(2) 船舶の修理，航空機および航空機用原動機のオーバーホールについては，修理としないで自己所有原材料による場合は，15イ品目別製造品出荷額に，原材料の支給を受けた場合は，15ハ加工賃収入額に記入して下さい。

15ホ 自動車の修理料収入額

(1) 自動車の修理料収入額には，自動車を修理して受け取つた修理料および受け取るべき修理料を記入して下さい。

(2) 同一企業の他の事業所，またはその事業所の自動車を修理した場合における修理料収入額の記入にあたつては，市価に見積つて記入して下さい。

(3) 修理に用いた材料および部品の使用額は，11イ品目別原材料使用額に記入して下さい。

19 主要原材料名

たとえば，綿花を購入して綿糸を作り，この綿糸から綿織物を製織する場合は，最初購入した綿花を記入するのであつて，綿糸を記入するのではありません。また，他の工場で作られた機械用鋳物を購入，または支給され，これに機械加工をして機械の製造を行なう場合は，この機械用鋳物を記入して下さい。

20 作業工程

15製造品の出荷額，在庫額等に記入した製造品および加工品のうちおもなものについて，この事業所の作業の工程を，機械的に説明して下さい。機械上の製法のある製品については，そのうちいずれの方法によつているか，また自動機械によつているか，手作業によつているかなどの要点を明瞭に記入して下さい。

21イ 事業所敷地面積および建築面積

(1) 敷地面積には，昭和38年12月31日現在において，事業所の帳簿に計上してある土地価額に対応する事業所敷地面積と賃借している工業用地面積を合算したものを記入して下さい。
したがつて，賃借のみの工場用地であつても，その面積を記入して下さい。

(2) 社宅および寄宿舎の敷地が，生産設備などの敷地と道路（公道），へい，さくなどにより明確に区別される場合は，その社宅および寄宿舎の敷地は抜いて下さい。

(3) 事業所の隣接地（(2)のような明確な区分のないもの。）にある拡張予定地またはその隣接地を生産工程以外，たとえば，グラウド，寄宿舎などに使用していても事業所用地として機械に計上してあれば，事業所敷地面積に含めて下さい。

(4) 建築面積には，(1)，(2)，(3)の事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積を記入し，昭和38年12月31日現在建築中のものであつても機械に計上（建設仮勘定として計上）したものについては建築面積に含めて下さい。

(5) 延べ建築面積には，事業所の敷地内にある全建築物の各階の面積の合計を記入して下さい。なお，延べ建築面積が建築面積と同じ場合は，同じ数字を記入して下さい。

21ロ 事業用地の地目別内訳

(1) 取得面積は，昭和37年1月1日より12月31日までと，昭和38年1月1日より12月31日までの各1カ年の間に工業用地として買入契約を締結したものの面積（単位は平方メートル）を記入して下さい。取得面積は原則として買入契約をした時の面積ですから，対価支払がなくとも買入契約が成立すれば，その契約した面積を記入することになります。

(2) 地目別区分の(4)埋立地（埋立予定地を含む。）とは，公有，私有を問わず，河，海，湖，沼，池などを埋立てる場合を指します。

21ハ 1日当り工業用水使用量

(1) 昭和38年1月1日より12月31日までの1年間にその事業所で使用した工業用水の量を年間稼業日数で除した水量を「1日当り立方メートル」で淡水，海水別に記入して下さい。

(2) 淡水の内数である回収水には，この事業所内で一度使用した水を，冷却塔，沢水池，揚水ポンプ，ポンプ，ボイラ，ボイラ，ボイラ